

2017 年度海外制度調査

香港における 化粧品の輸入制度について

2017年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

生活関連産業課

香港事務所

目次

I.	輸入・販売許可の手続き	1
1.	一般化粧品	1
2.	医薬品成分を含む化粧品	2
II.	化粧品原料規定	2
III.	製品表示基準	2
IV.	化粧品の輸入関税率・内国諸税および通関	3
V.	関係先	3
1.	業界団体	3
2.	監督官庁	3

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の香港事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

I. 輸入・販売許可の手続き

化粧品の成分の中に医薬品成分を含むか否かにより、手続きが異なるため、輸入しようとする製品の成分を確認する必要がある。該当する医薬品成分は香港法令 138 章「薬物毒物条例 (Pharmacy and Poison Ordinance)」の医薬品成分リストから確認できる。

医薬品成分リスト

[http://www.blis.gov.hk/blis_pdf.nsf/CurAllChinDoc/3F42C500A2E12EAA482575EE00439460/\\$FILE/CAP_138A_c_b5.pdf](http://www.blis.gov.hk/blis_pdf.nsf/CurAllChinDoc/3F42C500A2E12EAA482575EE00439460/$FILE/CAP_138A_c_b5.pdf)

1. 一般化粧品

医薬品成分を含まない一般化粧品については、香港では一般消費品に分類され、香港法令 456 章「消費品安全条例 (Consumer Goods Safety Ordinance: CGSO)」の第 4 条「一般安全規定 (General Safety Requirement: GSR)」が定める合理的な安全基準に適合していれば、輸入許可・販売許可等の取得は不要である。しかし、この消費品安全条例の定める安全基準の厳密な定義は公表されていない。中国本土、米国、欧州、豪州、日本と同等以上の安全基準を満たしていることが好ましいとされている。

本条例は香港法令 60 章「輸出入条例 (Import and Export Ordinance)」に準用されており、輸入される消費者向け製品の製造業者、輸入業者、販売業者は、製品の合理的な安全性を保証する義務を負う。詳細は、香港政府ウェブサイト「化粧品およびスキンケア品の安全問題について」にて確認可能である。

(<http://www.info.gov.hk/gia/general/200811/05/P200811050204.htm>)

輸入者および販売者は、消費者や香港当局から説明を求められた場合、あるいは税関長の書面通知により、指定消費品の測定検査の実施、商品の表示・包装・宣伝関連の修正事項、宣伝資料への警告文の追加あるいは宣伝中止などが命じられた際に、迅速に対応する必要がある。対応しない場合は違法行為とみなされ、香港法令第 456 章「消費品安全条例 (Consumer Goods Safety Ordinance)」第 28 条に基づき下記の処罰が科される。

初犯：最高罰金 10 万 HK ドルおよび禁固刑 1 年。

2 回目以降：判決ごとに最高で罰金 5 万 HK ドルおよび禁固刑 2 年。

累犯：上記処罰以外に、犯罪行為を行っていた期間につき 1 日あたり 1,000HK ドル加算。

2. 医薬品成分を含む化粧品

医薬品成分を含む化粧品は、香港法令 138 章「薬物毒物条例（Pharmacy and Poison Ordinance）」の対象である。薬物毒物条例の第 1 条により輸入時には同規則に従い、登録申請手続きを行い、販売許可を受ける必要がある。該当する可能性がある場合は、同条例を管轄する香港衛生署薬物弁公室薬物登記および輸出入管制部に事前に相談の上、必要に応じて認可手続きを行う。詳細は「薬剤製品あるいは物質の登記申請ガイドライン」を参照する必要がある。

(http://www.drugoffice.gov.hk/eps/do/en/doc/guidelines_forms/guid.pdf)

なお、安全基準は隨時改定されるため、輸入の際は事前に最新情報を確認する必要がある。また、化粧品の副作用が報告された場合には、香港衛生当局が当該商品を調査し、その結果に基づいて消費者に注意を喚起する。輸入品の場合は、税関と連携して問題となった商品の立入検査や回収などの措置を取る。そのほか、消費者の利益の擁護および増進を目的とした政府傘下の香港消費者委員会が、消費者からのクレーム対応、消費者と経営者（販売者）との問題解決を行っている。同委員会は、経営上の不備などを指摘し、速やかに改善しない店舗等の名称を公表する。また、場合によっては警察や税関と連携して流通業者の不法行為の摘発または予防を行う。

II. 化粧品原料規定

中国本土、EU、米国、豪州、日本等の規格認証機関や同等類似機関が定めている安全基準あるいは国際的基準に適合していれば、香港でも合理的な安全基準を満たしているものと認めるとしている。また、人体に有害とされる輸入化粧品原料に関する情報が香港税関ウェブサイト (<http://www.govtlab.gov.hk/english/glossary.htm>) に隨時掲載される。このサイトで公表されている成分は化粧品に使用することができない。

III. 製品表示基準

香港法令第 456 章 A 「消費品安全条例」第 2 条により、製品の使用、保管、処分方法について消費者の安全のために特に注意、警告すべき事項は、英語と中国語の 2 カ国語表記による表示ラベルを製品およびパッケージの見やすい箇所に貼付するか、同様の文書をパッケージに同封することが義務づけられている。また、安全表示の要否は製品により異なる。具体的には製品が消費者事故の潜在的な可能性を有するか否かによるため、輸入者は製造者にこれを十分確認する必要がある。

表示基準は、日本、米国、EU、中国に準ずる。医薬品成分を含むか否かに関わらず同様で

あるが製品の外箱に英語・中国語の2か国語で原料名を表記する必要がある。原料名は米国化粧品工業会（Personal Care Products Council: PCPC）のINCI（International Nomenclature of Cosmetic Ingredients）あるいは世界保健機構（World Health Organization: WHO）に準じた原料名を記載する。その他、ブランド名、製品名、重量・量、工場名・住所、使用説明及び有効期限、あるいは消費期限を記すことが必要。

IV. 化粧品の輸入関税率・内国諸税および通関の注意点

2017年7月現在、化粧品(HS3304)の関税は無税で、付加価値税、物品税は課税されないとされている。化粧品の輸入通関に際しては、インボイスの添付書類として輸出業者自らが作成した化粧品毎の成分分析表、試験成績書および商品説明書の提出が求められる。

V. 関係先

1. 業界団体

香港化粧品技術資源中心 (Hong Kong Cosmetic Technical Resources Centre)

<http://www.hkctr.com>

香港化粧品同業協会 (The Cosmetics & Perfume Association of Hong Kong Ltd.)

<http://www.cosmetic.org.hk>

2. 監督官庁

香港海關 (Customs and Excise Department)

<http://www.customs.gov.hk>

香港衛生署藥物弁公室 (Drug Office, Department of Health)

<http://www.drugoffice.gov.hk/eps/do/index.html>

香港における化粧品の輸入制度について

2017年9月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651